

三原市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和7年12月24日（水） 午後2時00分
場所 三原市役所3階 会議室305・会議室306

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	—	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁惠	12番	阪井 瑞枝
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	15番	—
19番	兼光 一美			18番	井長 哲

欠席委員

7番 平木 時治 15番 山口 龍子

3. 議事録署名人

5番 竹廣 愛 12番 阪井 瑞枝

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第73号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第74号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第75号議案 非農地証明申請について
第76号議案 農用地利用集積等促進計画案について
第77号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について

6. 報告協議事項

- 農地法関係諸証明事務等について
- その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は17名中、15名で定足数に達しておりますので、第12回総会は成立しております。なお、7番 平木委員、15番 山口委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、5番 竹廣委員、12番 阪井委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第72号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第76号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第76号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により

2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。第76号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。

この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で

合計7筆、面積7,623m²が提出されています。

全体説明は以上です。

議長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料76の第1番を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第1番は、沼田西町惣定○○ 1,944m²について、農事組合法人○○を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

第1番の説明は以上です。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて、資料76の第2番から第7番を審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

久井地域から久井町羽倉○○ ほか3筆 面積3,043m²、

大和地域から大和町大草○○ ほか1筆 面積2,636m²、

合計6筆 5,679m²について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料76に記載の通りです。

以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。
よって、第 76 号議案は全て原案のとおり承認されました。
- 議長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議長 次に日程第 1 第 72 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 114 件から第 120 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 72 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 114 件は、○○から、西野 3 丁目の○○が、西野 3 丁目○○外 2 筆 地目：畠 合計 245 m²を、居住地から近く、譲り受けて新規就農するものです。
第 115 件は、○○から、皆実 6 丁目の○○が、沼田東町納所○○外 20 筆 地目：田 16 筆、畠 5 筆 合計 6,691.76 m²を、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。
第 116 件は、○○から幸崎能地 6 丁目の○○が、幸崎能地 5 丁目○○ 地目：畠 128 m²について、居住地から近く、相手方の要望を受け、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 117 件は、○○から本郷町の○○が、本郷町南方○○ 地目：畠 277 m²について、居住地から近く、耕作に便利なため、譲り受けて新規就農するものです。
第 118 件は、○○から広島市の○○が、大和町下徳良○○外 7 筆 地目：田 合計 10,265 m²について、現在も譲渡人と共に耕作しており、生前贈与を受けて引き続き耕作するものです。
第 119 件は、○○から大和町の○○が、大和町和木○○ 地目：田 433 m²について、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。
第 120 件は、○○から大和町の○○が、大和町上草井○○外 3 筆 地目：田 3 筆、畠 1 筆 合計 3,895 m²について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- 19 番 第 115 件について補足説明します。当該案件は譲渡人が分家、譲受人が本家の関係です。分家である譲渡人の先代か先々代が、当該案件の申請地、あと 5 条許可申請の第 110 件及び非農地証明申請の第 39 件の申請地も有るのですが、その全てを本家から預かったとのことです。この度、分家が土地を管理できなくなり、本家に返すということです。なお、墓地への転用案件である 5 条許可申請第 110 件の申請地にも、譲渡人及び譲受人それぞれの墓石 2 基が一緒に設置されています。
補足説明は以上です。
- 議長 他にありませんか
・・・挙手なし・・・
- 議長 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 114 件から第 120 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議長 次に、日程第 2 第 73 号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第110件から第118件を審議します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお開きください。第73号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第110件は、○○から、○○が、沼田東町納所○○ 地目：田 97m²について、所有権移転を受け、墓地に転用するもので、内容は、墓石2基です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を墓地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第111件は、○○から、○○が、本郷町本郷○○ 地目：田 219m²（東本通区画整理事業区域内○○街区○○-○○ 161.47m²）について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第112件と第113件は同一案件のため、合わせて説明します。譲受人は○○株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、第112件は、譲渡人○○、本郷北1丁目○○外1筆 地目：田 合計1,222m²、第113件は、譲渡人○○、本郷北1丁目○○ 地目：田 558m²、総合計1,780m²に、太陽光パネル168枚、4棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第114件は、○○から、○○が、本郷北4丁目○○ 地目：畠 173m²について、所有権の移転を受け、進入路及び庭敷に転用するものです。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を進入路及び庭敷に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第115件は、○○から、○○株式会社が、本郷町船木○○外1筆 地目：田 合計1,449m²について、使用貸借権を設定し、資材置場及び進入路に一時転用するもので、内容は、建設機械400m²、コンクリート二次製品300m²、コンクリートパネル300m²、進入路150m²です。

なお、一時転用期間は許可後3年間です。

第116件は、○○から、○○株式会社が、下北方1丁目○○外1筆 地目：畠 合計584m²について、所有権の移転を受け、蓄電所に転用するもので、内容は蓄電用施設2棟（蓄電池、キュービクル）です。

第117件は、○○から、株式会社○○が、本郷町南方○○ 地目：田 1,026m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル152枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第118件は、○○から、○○株式会社が、久井町坂井原○○外1筆 地目：田 合計3,247m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、14棟、発電量49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第115件が農用地区域内農地、第110件、第112件、第113件、第117件及び第118件が第2種農地、その他の案件が第3種農地です。

許可基準については、第115件は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

第110件、第112件、第113件、第117件及び第118件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は举手願います。

議長 举手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、農用地区域内農地である第 115 件及び転用面積が 30 アールを超える第 118 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第 3 第 74 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第 14 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをお開きください。第 74 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第 14 件は、株式会社○○から申請のあった、農地改良の一時転用許可に係る履行延期申請です。
本案件は、令和 5 年 1 月 18 日付けで転用許可を受けた、大和町大草○○の一部 地目：畑 23,792 m²のうち 9,325 m²について、当初見込んでいた公共工事の件数が少なく、十分な残土の確保ができないことから農地改良工事の期限内の完了が困難となったため、履行延期承認申請を提出されたものです。
履行延期期限は、令和 9 年 3 月 31 日までです。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は举手願います。

議長 举手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第 4 第 75 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 39 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。第 75 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 39 件は、○○から、沼田東町納所○○外 10 筆 地目：田 3 筆、畑 8 筆 合計 1,965 m²について、昭和 50 年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。
申請地の農地区分は、第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、举手の上、発言してください。

・・・举手なし・・・

議長

補足意見等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は举手願います。

議長

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長

次に、日程第6 第77号議案を上程します。

農地法関係事務処理要綱の一部改正について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書10ページをご覧ください。第77号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について説明いたします。

この改正は、令和7年12月3日付けで広島県が示す、農地法関係事務処理ガイドラインの一部が改正されたことに伴い、三原市農業委員会の農地法関係事務処理要綱の一部を改正するものです。

主な改正内容については、議案に記載の主な改正内容及び議案と共に送付している、資料77 広島県農地法関係事務処理ガイドラインの改正概要についてをご覧ください。

初めに刑法改正に伴う農地法改正への対応として、「懲役刑」「禁錮刑」を「拘禁刑」に改めました。資料77 農地法関係事務処理要綱 新旧対照表の19ページ、下から3行目、農地所有適格法人の判断基準、3議決権要件(2)ア(ア)に、また23ページ、12行目、農地等の権利移動の審査基準、1全部効率利用要件の①に、また28ページ、6行目、6転貸禁止要件の(1)の合計3箇所に記載がありますので、ご確認ください。

次に、定義や考え方の明確化として、第1種農地の不許可の例外規定に係る流通業務施設について、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1号～第5号の施設としていましたが、同法第4条の「流通業務地区」内の施設に限定されないことを明確にするため、法律名を削除しました。資料77 新旧対照表の38ページの13行目、農地等の転用及び転用目的の権利移動の判断基準、第2立地基準、2第1種農地の⑫に記載がありますのでご確認ください。

次に、一般基準における「適正な面積」について、「適正な面積」に、法令上確保すべき施設等が含まれること、資材置場等について、何を置くかだけでなく、搬出入の頻度を考慮することとしました。資料77 新旧対照表の50ページ下から3行目から、51ページにかけて 農地等の転用及び転用目的の権利移動の判断基準、第3一般基準、2第1種農地の⑬及び⑭のイに記載がありますのでご確認下さい。

次に、一時転用許可について、法面太陽光発電設備、営農型太陽光発電設備又は養殖池の一時転用期間は、農用地区域外でも、3年以内を基本とする、5年以内としない旨を明記しました。資料77 新旧対照表の10ページ、下から2行目 農地等の転用制限の内容 3一時転用の(5)に記載がありますのでご確認ください。

また、再許可可能施設以外の施設については、農地への確実な復元のため、再許可を認めないことを明記しました。資料77 新旧対照表の7ページ、下から10行目 農地等の転用関係第1節 農地等の転用制限の内容 3一時転用に記載がありますのでご確認ください。

以上が主な改正内容です。

本改正につきましては、当該議案に同意を頂きましたら、本日令和7年12月24日付で施行し、広島県による、農地法関係事務処理ガイドライン一部改正の施行日である12月3日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の一部改正についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は举手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定することに決しました。

議長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 16件

○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件

○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件

○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件

事務局

2 その他

○今後の日程

令和8年第1回定例総会 1月23日(金) 15時30分

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時41分

令和8年1月23日

議長(会長)

議事録署名者

同 上